

第 28 回国語分科会国語課題小委員会・議事録

令和元年 6 月 7 日（金）
15 時 00 分 ～ 17 時 00 分
旧文部省庁舎 2 階・文化庁特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，石黒，入部，岩田，川瀬，塩田，鈴木，関根，滝浦，田中（牧），
田中（ゆ），中江，村上，善本各委員（計 14 名）
（文部科学省・文化庁）高橋国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 27 回国語分科会国語課題小委員会議事録（案）
- 2 国語課題小委員会委員名簿
- 3 「公用文作成の要領」の見直しに関する論点（案）
- 4 「公用文作成の要領」を改める場合の考え方（たたき台）
- 5 具体的に取り上げる項目の例（たたき台）
- 6 各府省庁等へのアンケート調査について（広報担当対象）（案）
- 7 各府省庁等へのアンケート調査について（白書担当対象）（案）
- 8 常用漢字表におけるこれまでの選定基準

〔参考資料〕

- 1 国語課題小委員会の審議状況について（抜粋）
- 2 「公用文作成の要領」を改める場合の例（構成を変更する場合の試案）
- 3 「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）
- 4 姓名のローマ字表記について

〔机上配布資料〕

国語関係答申・建議集
国語関係告示・訓令集
国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
改定常用漢字表
分かり合うための言語コミュニケーション（報告）
公用文関係資料集
公用文作成の要領（昭和 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き）
公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）
法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）
6 訂 公文書の書式と文例（平成 23 年文部科学省 抜粋）等
文部科学省用字用語例
文部科学省送り仮名用例集
外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について（依頼）
Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本方針 等

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から参考資料 4 について説明があり，説明に対する質疑応答及び意見交換

が行われた。

- 4 沖森主査から配布資料 2「国語課題小委員会委員名簿」について説明があった。
- 5 事務局から配布資料 8「常用漢字表におけるこれまでの選定基準」及び参考資料 3 について説明があり、説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 6 事務局から参考資料 1 及び 2 について説明があり、前期の議論について確認された。
- 7 事務局から配布資料 3「「公用文作成の要領」の見直しに関する論点(案)」について説明があり、説明に対する意見交換が行われた。
- 8 事務局から配布資料 4「「公用文作成の要領」を改める場合の考え方(たたき台)」及び配布資料 5「具体的に取り上げる項目の例(たたき台)」について説明があり、説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 9 事務局から配布資料 6「各府省庁等へのアンケート調査について(広報担当対象)(案)」及び配布資料 7「各府省庁等へのアンケート調査について(白書担当対象)(案)」について説明があり、説明に対する意見交換が行われた。
- 10 次回の国語課題小委員会について、令和元年 7 月 24 日(水)午前 10 時から 12 時まで旧文部省庁舎 2 階文化庁第 2 会議室で開催することが確認された。
- 11 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

沖森主査

ただ今から第 28 回、今期 2 回目の国語課題小委員会を開会いたします。

本日は、前回の議事録の案の確認をしていただいた後、常用漢字表の課題についてまず時間を取り、続けて公用文の在り方について、そしてその他という順で協議を進めたいと考えております。

さて、議事に入る前に、参考資料 4「姓名のローマ字表記について」を御覧いただきたいと思います。この件につきましては 5 月 17 日の国語分科会でも御紹介いたしました。その後いろいろと報道がなされております。その後の状況等について事務局から簡単に御説明いただきたいと思います。

鈴木国語調査官

参考資料 4 は、第 22 期国語審議会答申の抜粋と、文化庁次長名で出された通知文書、この二つから成っています。答申の中身として、「人類の持つ言語や文化の多様性」を意識してそれを生かしていくべきであるという立場から、「各々の人名固有の形式が生きる形で紹介・記述されることが望ましい」との考え方に立ち、日本人の姓名のローマ字表記に関し、「「姓 - 名」の順とすることが望ましい」という考え方が示されております。当時文化庁では国の行政機関、都道府県等、関係団体などに宛ててこの答申の趣旨に沿って対応するよう、強制ではありませんが、配慮をお願いする通知を出しています。

そして 5 月 17 日の国語分科会において御報告したように、本年 4 月 23 日、衆議院総務委員会において、この件についての質疑が行われました。文部科学省のホームページや文部科学大臣の名詞における姓名のローマ字表記が「名 - 姓」の順になっており、日本人の姓名のローマ字表記の順についての考え方の周知が行き届いていないのではないかと御指摘でした。その後、報道でも取り上げられ、6 月 5 日の衆議院厚生労働委員会において、「姓 - 名」の順が望ましいとするこの国語審議会の答申の考え方について質問が出ました。

以上、先日の国語分科会以降、報道があったことと衆議院厚生労働委員会でも改めて質問が出たということをお報告申し上げます。

沖森主査

では、ただ今の御説明について何か質問があるようでしたらお願いします。

平成 12 年の、この文化審議会国語分科会となる前の国語審議会における答申の中での提案ですが、それを確認したというところです。

川瀬委員

今後のそれこそ「公用文作成の要領」にも影響してくると考えてよろしいんでしょうか。配慮をお願いするというニュアンスがどの程度なのかはそれぞれにあると思うんですが、「公用文作成の要領」を見直している当事者である私たちの側からすると、これは遵守すべきと考えていった方がいいんでしょうか。

鈴木国語調査官

「姓 名」の順で表記されることが望ましいと答申で言われていますので、この点について「公用文作成の要領」の見直しの中で触れる場合、答申と異なる考え方を出すのであれば、そこについて議論をする必要が出てきます。基本的にこの考え方に立つということであれば、その方向で触れることになろうかと思えます。

ただ、いろいろと様式の決まっているものなどがありますので、どこまで書けるかは御検討いただかなければいけない部分だろうと思えます。

沖森主査

議事に入る前にもう 1 点、配布資料 2 を御覧ください。御所属が変わった方もいらっしゃると思いますので、今期の国語課題小委員会の委員名簿を改めてお示しいたしました。また、前回の小委員会でお認めいただきました主査打合せ会のメンバーについてですが、「*」が付いている方々をお願いしております。

今期第 1 回目の主査打合せ会ですが、6 名の委員に御出席いただき、5 月 29 日に開催いたしました。本日の資料はそこで話し合われたことを下敷きとしたものであります。今後、主査打合せ会で原案などを作成した上で、この場でお示しし御検討いただくというやり方で進めていきたいと思えます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

では議事「(2) 常用漢字表について」を御検討いただきたいと思います。常用漢字表に関する「障害」の表記の件につきましては、参考資料 3 のとおり、昨年 11 月 22 日の国語分科会において国語分科会確認事項を御確認いただきましたが、衆議院と参議院の委員会決議が求めている「^{がい}碍」の字を常用漢字表に追加することの可否の検討については、引き続きこの小委員会で今年度も御議論いただくことになっております。

本日は配布資料 8 に沿って、昭和 56 年と平成 22 年の常用漢字表における漢字の選定基準について御確認いただきたいと思います。これは今後「碍」の字の追加の可否を検討する上で常に参照すべきものになるかと思えます。なお「障害」の表記については先週も国会で取り上げられたと聞いております。その辺りの報告も含めて事務局から御説明をお願いいたします。

武田国語調査官

それでは配布資料 8 を中心に、常用漢字表における漢字の問題についてお話ししたいと思います。

まず、参考資料 3 を御覧いただきながら昨年の議論を簡単に振り返ります。

参考資料 3 の 2 ページに「参考」というところがございます。「1 衆議院文部科学委員会決議、参議院文部科学委員会附帯決議について」、この二つの決議が「碍の字の

常用漢字表への追加の可否を含め所要の検討を行うべき」という内容になっております。こういった決議が上がったということです。

これに対して国語分科会で、国語課題小委員会を中心に、この件について議論していただきました。そして、まず急いで確認できることをまとめていただいたのがこの参考資料3です。この内容は、何か新しいことを言っているのではなくて、常用漢字表というものの考え方をもう一度確認するといった内容です。

1ページの囲みの中ですが、一つは、常用漢字表は目安であって個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地があるものである。国の法令、それから公用文では常用漢字表に従って「障害」という表記をしているわけですが、地方公共団体や民間の組織において、「碍」を用いて表記することを妨げるものではない、それぞれの考え方に基いた表記を用いることが可能であるといったことを御確認いただいております。そして実際に、地方自治体の中には「障碍」を使うところも出てきたという状況があります。

今期に関しては、この国会の決議が「碍」を常用漢字表に入れることの可否を含めた検討をせよと言っておりますので、常用漢字表に追加するかどうかを引き続き御議論いただかなくてはなりません。それで今日、配布資料8として常用漢字の選定基準をお示ししています。追加の可否ということ考えた場合に、どういった漢字が常用漢字表に入るものとして選ばれているのかということをも改めて御確認いただくために用意しました。「 」の平成22年のものについては、これまでも何度か御確認いただいておりますが、昭和56年の方にも遡りながら説明をいたします。

まず「 」として昭和56年、初代の常用漢字表になりますが、このときの選定基準が挙げられております。大切なところを読みたいと思います。「字種や音訓」 字種というのはどの漢字を選ぶかということです、「字種や音訓の選定に当たっては、語や文を書き表すという観点から、現代の国語で使用されている字種や音訓の実態に基づいて総合的に判断した。主な考え方は次のとおりである」。特に、今回考えるに当たってはこの1と2が関わってくるかと思えます。「1 使用度や機能度(特に造語力)の高いものを取り上げる。なお、使用分野の広さも参考にする。」造語力というのはその漢字を使った熟語がどれくらい作れるか、簡単に言うとそういうことになります。「2 使用度や機能度がさほど高くなくても、概念の表現という点から考えた場合に仮名書きでは分かりにくく、特に必要と思われるものは取り上げる。」そのほか3から7に関しても後で御確認いただきたいと思いますと思えますが、特に1と2の基準を中心として選定が行われたということです。

そして平成22年、常用漢字表が改定されたときですが、答申の前書きに当たる基本的な考え方というところには、やはりこの字種・音訓の選定について書かれています。そこで一つ重要なのが、 の平成22年の改定のときにも、 の昭和56年の常用漢字表の選定基準を使っているということです。ですから は昭和56年だけではなく、平成22年の常用漢字表の選定基準にもなっています。

その上で「3 字種・音訓の選定について」に、「(2)字種選定における判断の観点と検討の結果」というところがあります。「 入れると判断した場合の観点」というところには、「 出現頻度が高く造語力(熟語の構成能力)も高い」、「 社会生活上よく使われ、必要と認められる」といったものが入っております。 では、書籍や新聞の出現頻度が低くても必要な字に関しては入れたということが書かれています。例えば訃報の「訃」ですとか、「名前は楷書で書いてください」というときの「楷」、これらは、出現頻度は必ずしも高くなかったんですが、社会生活に必要であろうということで入っております。

それから2ページには「 入れないと判断した場合の観点」も示されています。出現頻度が高いとしても造語力が低い場合には入らないということがあります。ここに「濡

れる」とか「覗く」とありますが、ほかにも例えば「叩く」という字はよく見る字ですが、これはほとんど訓でしか使いませんので常用漢字表には入っていません。

それからもう一つ、特例的に「碍」のことが書かれています。「2度の意見募集に際し、関係者から追加要望のあった「碍（障碍）」は、上述の字種選定基準に照らして、現時点では追加しないが、政府の「障がい者制度改革推進本部」において、「「障害」の表記の在り方」に関する検討が行われているところであり、その検討結果によっては改めて検討することとする。」とあります。これも大きく言えば選定基準の一つであろうということで書き添えました。これがこれまでの常用漢字表の選定基準になります。

また、先週国会で話題になったことについて触れておきたいと思います。衆議院文部科学委員会で、再び、「障害」の表記についての質問がございました。そこで、これまでにない問いとして、昭和21年に当用漢字表を選ぶときにこの「碍」が入らず、「害」だけが入った理由はこういったことかといった歴史的な経緯も問われております。これに関しては政府参考人として文化庁次長が、1字1字の選定基準については、現在資料が残っているかどうかも含めてきちんと確認したいといった答弁をしております。

村上委員

この「害」ではなくて「碍」を常用漢字表に追加するという考え方が出てきた背景ですが、まだ委員になって間もないのでその辺りの事情がよく分かっていないので、手短かに御説明いただけると有難いです。

武田国語調査官

それでは、参考資料3を使いながらお話ししたいと思います。

参考資料3の3ページ「3 常用漢字表改定の経緯」を御覧ください。この障害の「害」という字に関しては、場合によっては人を損なうとか、害するという意味で使われることがある字ですので、これを障害のある方に使うのは問題があるのではないかと。代わりに「碍」という字が、これも昔使われていたのでそれを使ってはどうかという考え方があるということです。

そういった中で、平成22年の常用漢字表の改定のときに意見募集を行いました。この国語分科会で作っていただいた漢字表の案に対して国民の皆さんに意見を求めたわけです。その結果、「碍」の追加要望が非常に多く寄せられたということがありました。その背景には、正に2ページにある今回の附帯決議も御覧いただきたいと思いますが、例えば本年5月30日に衆議院文部科学委員会で決議された「スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件」の中でも、以前「害」を使っていたものが「障がい」と交ぜ書きになっている具体例や、この「障害」という表記が問題であるという方がいらっしゃるということが説明されています。平成22年の常用漢字表の改定の際にも、そういった意見が寄せられていたということです。

ちょうど当時、「障がい者制度改革推進本部」というものが政府に設置されており、この「障害」の表記についてどうするかが、実際に検討されておりました。国語分科会は、検討の結果、今確認していただいたような常用漢字表の選定基準を考えた場合には、この「碍」については追加ということにはならない、しかし、「障がい者制度改革推進本部」での検討の結果によっては、もう一度検討するとなりました。検討結果を受けて考えましょうということにしたのですが、結論が出ない状況があって、それが現在まで続いてきていたということになります。

関根委員

改めて質問ですが、この「碍」が今のように入れるべきだという意見というか、声が出てきたのはいつ頃からなのでしょう。つまり当用漢字に入らなかったのはなぜかという質問が出たそうですが、当用漢字自体にも「犬」があって「猫」がないなど、かなり足りないものについて議論があったと思います。そこでは「碍」は出てこなかったんじゃないかと思うんですが、昭和56年の常用漢字のときにもやはり、日常使える「挨拶」とかがないという批判はあったと思いますが、そのときにも「碍」については特になかったように思うんですが、それ以後ということになるのでしょうか。

武田国語調査官

またいずれきちんと経緯を御説明できるように資料も用意したいと思いますので、今日は簡単に説明したいと思います。この「害」を使った障害者という書き方について、具体的に問題があるというようなことが話題になり、実際に各自治体などで「害」を使わないで「障がい」という、交ぜ書きにすることが出てきたのは、平成期に入ってからであろうと思います。今、関根委員から御指摘があったように、昭和56年の段階では、少なくとも国語審議会の中でそういったことが検討されたり、そういった意見が上がっていたりということにはなかったと把握しております。

村上委員

具体的にどういうところからこれが問題だという声が上がっているのでしょうか。

武田国語調査官

「具体的に」というとなかなか難しい、そういったことをきちんとお調べした上でお返事しないといけないと思うんですが、平成22年の改定の際には障害のある方、あるいは御家族にそういった方がいらっしゃる方などからも御意見を頂いております。その当時、「障がい者制度改革推進本部」の下には当事者の方も参加されている大きな会議体がありました。そこではもちろんこの「碍」にすべきだという議論もあれば、「害」のままがいいんだという方もいらっしゃいました。あるいは交ぜ書きの方がという意見もあったり、表記の問題ではなくて問題は別にあるのではないかという議論もあったりしました。ですから簡単に、このグループの方たちはみんなこういう考え方ですとか、この方たちとそこが対立していますとか、そういったものではなく、いろいろな意見があるという現状ではないかと思います。

滝浦委員

私も去年からここに関わっていますが、これまでこの問題が検討されてきた中で、例えば改定常用漢字表の11ページに「字種選定における判断の観点と検討の結果」というのがあります。入れるか入れないかで、先ほどの御説明の中でもこの辺りが関係するであろうと言われるのが、¹の出現頻度と造語力ですね。それから読み取りの効率性ということで、その観点からすると当てはまらないのではないかという経緯があったという御説明を前にも聞いた記憶があります。

一方で、例えば入れると判断した場合の²で、「出現頻度が低くても必要な字」という1項があって、そこで「訃報」の「訃」が挙がっている。例えば議会で決議が上がったとか障害者団体が要望を出しているとか、そういったことをもって社会生活上必要ということに当てはまるかどうかという議論はあったのでしょうか。

武田国語調査官

この、入れると判断した場合の³の観点からの検討は特になかったと思います。も

ちろんその漢字小委員会の下に作られたワーキンググループでは1字1字確認していますので、全くこの観点を見ていないということではないですが、この観点を特に取り上げて漢字小委員会などで時間を掛けて議論をしたということはありませんでした。

ただ一方で、この漢字に関しては、入れてほしいという御意見が多かったということもありますので、かなり時間を掛けて検討していただきました。その結果、当時の内閣にあった「障がい者制度改革推進本部」が「障害」の表記をどうするかということの問題にしていたので、そこでの議論を待ちましようということになったわけです。結果、そこでは結論が出なかったといえますが、政府では当面「害」を使うということで今後の社会の動きを見ながら更に検討するという方針が示された。それを受けてこの国語分科会も、受けてと言いますか、受けるものがなかったと言いましようか、その後、議論はしてこなかったということになります。

沖森主査

常用漢字表への追加の可否の検討につきましては今後も引き続きこの国語課題小委員会での審議ということになるかと思えます。今後の課題として御検討いただくことになるかと思えますが、その際にいろいろと御意見を頂ければと思えます。

村上委員

この問題についてのゴールというか、大体いつまでということは決まっているのでしょうか。

沖森主査

私自身はいつまでという期限は特に考えておりませんが、だからといってずるずる延ばしていくわけにはまいりません。文化庁国語課の方々と相談の上なるべく早い時期にと言いますか、これは来年度の東京オリンピック・パラリンピックの競技大会の一環としての附帯決議で、この2ページにも書かれておりますが、これと関わる問題だと私自身は認識しております。最低限、ここまでには何らかの回答をしなければいけないのではないかなと思っております。御協力いただきたいと思えます。

では続いて、次の議事に移ります。公用文の在り方に関する検討につきましては、協議がその後かなり時間がたっております。また新たに委員に加わってくださった方々もいらっしゃいますので、最初に昨年度の検討内容を確認しておきたいと思えます。

そこで参考資料1と参考資料2を御覧いただきたいと思えます。昨年度どのような議論があったのか、どこまで話が進んでいたのかということについて、まず事務局から簡単に御説明をお願いします。

武田国語調査官

それでは参考資料1と参考資料2について御説明いたします。まず参考資料1ですが、これは昨年度の、昨期の国語課題小委員会での御議論を簡単にまとめて国語分科会で御報告したときの資料です。いろいろ細かいお話もありますが、どんなところまで話が進んでいたかということで、最後の6ページを御覧ください。

現行の「公用文作成の要領」は昭和26年の国語審議会の建議、そしてその翌年に内閣官房長官依命通知という形で全府省に通知されたものです。非常に古いわけです。70年近くたっている。これを改定すべきではないかということはずっと議論があったんですが、今回その見直しに関してここで御検討いただいているわけです。

昨期の御検討の中では、この「公用文作成の要領」の中心にある考え方を改めるということではなかろう、その考え方に基づきながら、ただ時代に合わなくなった部分、あ

るいはこれからの公用文を考えた場合に必要な内容などを加えていくことも提案できるのではないかとということが議論されていきました。そこで、まず一つは、現行の「公用文作成の要領」を改定するとしたらどのような考え方があるだろうかということを提案してはどうかということがございました。それを昨期は成果物1とか、第1部という言い方をしていました。

それと共に、この考え方を示した上で、それをより詳しく解説するようなものを作ってはどうか、これは成果物2と言っておりますが、国語分科会として、実例を用いたり、あるいはQ & Aの形式を使ったりして、「公用文作成の要領」を改定する場合の考え方についてより解説的な、実際に実務に携わっていらっしゃる方がガイドブックとして扱えるようなものが作れたらいいのではないかと御議論があったということです。それが昨期までの検討内容でした。

そして成果物1と言っておりましたものの一つの試案が参考資料2になります。つまり昭和26年の現行の「公用文作成の要領」、その考え方に基づきながら新しい考え方を含めて必要なところは書き足し、あるいは必要のないところは落とすということでのこの試案が作られています。これは昨年度の最後の国語課題小委員会で御覧いただき、簡単に御意見を頂いたものです。今日はこれを更にもう少しコンパクトにした、詰めたものを配布資料4としてお示ししております。

以上、昨期の検討内容について簡単に御説明いたしました。

沖森主査

それでは昨年度の審議を踏まえ、引き続き審議を進めてまいりたいと思います。

まず、配布資料3を御覧ください。昨年度の審議におきましては現行の「公用文作成の要領」の基本的な考え方を踏襲しながら、新たに加えるべき考え方があればそれを十分に検討した上で、この国語課題小委員会から何らかのものを提案してはどうかということが話し合われてまいりました。この配布資料3には「公用文作成の要領」の見直しに関して、これまで国語課題小委員会で検討されてきた論点のうち、新しい考え方につながりそうなものをまとめてあります。

そして配布資料4ですが、配布資料4は参考資料2を基に絞り込むなどして「公用文作成の要領」を改める場合の考え方をたたき台として示したものです。配布資料3の論点は、この配布資料4の中に反映されているということになります。今後具体的な成果物を作成していくに当たってこのような考え方の検討を国語課題小委員会として更に進めていくかどうかについて、改めて御意見を頂きたいと思います。

では、配布資料3を中心に事務局から説明をお願いいたします。

武田国語調査官

配布資料3を御覧ください。先週あった主査打合せ会の中で、今日の配布資料4にあるような「公用文作成の要領」を今の形に改めるということを考えたときに、配布資料4の中では新しいことをいろいろ言っている面もある一方で、相変わらず「常用漢字表」という言葉がたくさん出てきたり、あるいはこの字に関してはこう書き換えるということが示されていたり、従前のものとの違いがぱっと分かるものではない、という御指摘がありました。新しい考え方がこの中で示されていたとしても、それがいわば埋もれてしまっているような面があるのかもしれないということです。そこで、今回、配布資料3として、現在の議論の中でこれまでと少し異なるような新しい考え方につながるものがあるとすればどういうものなのかをまとめてあります。

一番上の「 」から御覧いただきたいと思いますが、まず一つは「公用文」と言ったときにこれまでその範囲が必ずしもはっきりしなかった、そこで、ここまでこの国語課題小委員会では公用文というものを少し分類して、ここに例として挙げてあげます

が、Aとして、法令及び法令に準ずるような非常に堅いもの、Bとして、白書などのような政策・施策の内容について関心の高い関係者等を中心に広く知らせるようなもの、それからCとして、広報のような国民の方全般を対象として直接発信していくようなもの、そういったものに分けて考えてみてはどうかとしています。実際に「公用文」というものの定義をきちんと決めることまではできないかもしれませんが、少なくともここでの議論においてはきちんと分類をして捉えていくのが有効ではないかということが考えられているということです。

その際、二つ目の「 」ですが、法令というのは公用文の一部として考えられる面もありますので、ここで議論することと通じるところはたくさんあります。一方でより詳細な考え方が内閣法制局から示されておりますので、法令については、直接の検討対象とはしないという考え方も出ております。

次の「 」が恐らくとても大きなところではないかと思うんですが、実は昭和48年以降公用文と法令における表記の一体化がうたわれてきております。つまり役所で作る文書というのは法令と同じような書き方をするんだという大原則があります。ただ、ここでの議論としては法令に準ずるような通知であるとか、あるいは告示であるとか、そういったものを除いては弾力的な運用が必要となる場合があるのではないかと、もっと言えば現在もかなり緩やかな運用が行われているのではないかとといった議論がありました。

例えばその下に「・」を二つ並べておきましたが、常用漢字表にある漢字であっても平仮名で表記した方が効果的な場合があるかもしれない。例えば、よく教育の現場では「ねらい」という言葉を使いますが、常用漢字表に平成22年「狙」という字が入りました。でも今教育の現場では相変わらず平仮名で「ねらい」と書くことが多いかもしれません。それから「若しくは」接続詞のうち四つは漢字を使って書くというルールが公用文にはあるんですが、この「若しくは」というのは一般の方にはかなりなじみがないかもしれない。あるいは複合語の送り仮名というのも公用文では特殊な書き方をします。「贈物」というのは「り」という送り仮名を省いて書きますが、一般の方には入っていた方が分かりやすいかもしれない。そういったことです。

今まではっきりとこういったことを言っているところはどこにもありません。実態としては、例えば各省庁の広報などを見るとより分かりやすい書き方を使っているなと思うところもあります。ただし、それを公用文というくくりの中ではこれまではっきりとしたルール化と言いますか、そういったことがなかったということがあります。

それから次の「 」もよく話題になることですが、横書きのときの読点をコンマ(,)にするのか点(.)にするのかということがあります。実態としては圧倒的に点が多く使われていますが、「公用文作成の要領」でははっきり「句読点は、横書きでは「、」および「。」を用いる。」と書いてあります。この辺も見直すべきではないかといった議論がありました。ただ、これまでの経緯からコンマを用いる場合があることも認められた方がいいのではないかとといったお話もあります。

あと二つ、区切り符号。例えば括弧ですとかコロンですとかを含め、いろいろな区切り符号が広く使われていますが、これに関してこれまでの国語施策では、戦後、昭和20年代の初めに参考資料として示された古いものがあるだけで、特にその後何も触れられていない。そこに少し触れてはどうか。

それから一番下もとても大きな点だと思いますが、現行の「公用文作成の要領」はどちらかという表記、それから用語といった語彙レベルの問題にとどまっていますが、伝わりやすい文や文章を書くための考え方を示してはどうかということが言われてきております。

こういった、今、配布資料3で挙げたようなところが今御議論いただいている中で、これまではなかったような、新しい考え方につながっていく論点なのではないかと

いうことです。この辺りをもう一度ここで御確認いただいて、こういった方針で進んでいくのか、あるいはもっと新たに加えるべきことがあるのか、あるいはこの点についてはこれ以上言う必要はないのではないかなども含めて是非御議論を頂ければと思っております。

沖森主査

では意見交換に移りたいと思います。配布資料3につきまして、昨年度の議論を踏まえ、また新しい観点からいろいろな御意見を頂ければと思います。

鈴木委員

私は昨年から引き続き加わっています。昨年何度が検討されていて今日に至っていると思うのですが、私の個人的な感覚としては分かりやすい公用文を、特にこのカテゴリーでいくとCですね、ケースとしてCのような性質の文書が多いかもしれないんですが、多分書く人の慣れと言いましょか、分かりやすい文章を書くために慣れているかどうか結構影響しているような気がします。

それと、確かどこかで出たと思うのですが、それを添削する方の慣れとか、そういうことがかなり影響するような気がします。したがって、配布資料3で挙げていただいているところは、これも一つ一つの検討が必要だと思うのですが、自治体なんかでもこういうことを広報することが多いですよという項目を例示して、こういう文章が一つの参考としてあるのではないかということ載せていくことが大変効果があるような気がします。

要するに早く慣れてもらった方がいいわけですから。そうすると、ここから出すものとして「こういうものが分かりやすいのではないかと思います」という参考の例示をできるだけ載せていった方がいいような気がします。もちろんその前にこう言う前提はこういう考え方です、という整理は必要だと思いますが、そんなような気がします。

善本委員

1点、新しく作られるということで論点の中にも出ていたと思いますので、ウェブ上の表記の取扱いについて明確にしていかれると今の時代にふさわしいものになるかなと思います。

特に身近なことなので例示を上げて申し上げますと、今日の委員名簿の一番下に私の名前があって、私の学校、白鷺高等学校と言いまして、森鷗外の鷗字を使ったカモメの字なので、ここに書いてあるこの字が学校名としては正しい字なんですね。この文字はこのようにワープロ上で使う分には全く問題なく出てくるので、普通にどんなところでも表示されるんですが、これはデジタル・データでは使えない漢字なんです。ですから公用文とか役所の取扱いなんかで、最近では様々な資料をPDF化して、ファイル名を付けてウェブ上に公開することがありますね。そういうときのファイル名にこの漢字を入れようとすると「・」になったりということが起きます。

最近このことで私たちも非常に驚いたんですが、ある外部の機関のデジタル処理をする英語のスピーキング・テストをやっていたところ、この文字が環境依存文字で使えないために、生徒たちが一所懸命吹き込んだデータが全て、その漢字が原因でデジタル・データがなくなってしまいました。普通に考えると信じがたいんですが、そういう事故が起きて、私たちも改めて漢字の取扱いをデジタル・データ上でどうするか、意外と重要な問題だということ身をしみて分かったところがあります。

ですからせっかく新しい時代に出すのであればそういう視点からも、ウェブで公用文を取り扱う場合に注意すべきことみたいなことを、専門家の方の意見もお聞きした

上で入れておくのとよいのではないかと思います。その項目は是非、これからの時代にふさわしい視点になるかなと思うので、入れていただければと思っています。

沖森主査

ありがとうございました。これは単なるきっかけと言いますか、話のきっかけのようなものでありまして、この議論は引き続きずっと付きまってくることになるかと思しますので、配布資料3はこれぐらいにしたいと思えます。今回の「公用文作成の要領」についての議論は、特に諮問があったというわけではなくてこの国語課題小委員会から提案するという形です。したがって、ただ今の善本委員のようなケースにつきまして、仮に我々が新しい提案をしたとしても直ちにそれが政治的に解決するという問題ではないかと思えます。ただ、そういった御意見も何らかの形で成果物に反映させていきたいと思っておりますので、引き続きいろんな事例がございましたら御発言いただければと思えます。よろしく願いいたします。

それでは配布資料4及び配布資料5に入りたいと思えます。配布資料4は「公用文作成の要領」を改める場合の例、たたき台ということです。そして配布資料5は具体的に取り上げる項目の例、たたき台、この二つについて合わせて御意見を頂きたいと思えます。

配布資料4はたたき台の段階であります、「公用文作成の要領」は昭和26年に作成されて、その後70年以上の歳月を経ております。70年を経た現在において実情に合わせて修正するとすればどのような内容になるのか、それについて仮に考えてみたものであります。昨年度の検討では成果物1と称していた部分に当たります。

一方、配布資料5ですが、これは配布資料4の枠組みに沿いまして、より具体的な問題を取り上げるとしたらどのような項目が考えられるかを並べたものです。こちらは成果物2と称してきた部分に当たります。この配布資料4と配布資料5につきまして事務局からまず説明をお願いしたいと思えます。

武田国語調査官

それでは配布資料4と配布資料5のお話をしたいと思えますが、今回議論に入る初めということですので机上資料の青いファイルを御覧ください。この01に昭和26年に国語審議会が示した「公用文作成の要領」がございます。これを見直すべきではないか、あるいは見直す必要があるのではないかということで議論が進んできています。今日お示ししている配布資料4はこれを直すとしたらどうなるかという一つの考え方であるということです。

では、01の2ページを御覧ください。「公用文作成の要領」、昭和26年国語審議会の建議、そして昭和27年に内閣官房長官が依命したものは、2ページの目次を御覧いただきますとまず前書きがあって、その次に「第1 用語用字について」、「第2 文体について」、そして「第3 書き方について」という構成になっています。これは昨年の国語課題小委員会の中で、この構成よりも分かりやすい構成があるのではないかとということで、現在、配布資料4のような構成にしてはどうかという話になっています。

配布資料4の1ページです。まず前書きがあって、最初に「基本的な考え方」。そして今まで「用語用字」という言い方をしていましたが、これを表記の問題と用語の問題とに分けて、「第2 表記の原則」、「第3 用語の使い方」。第4として、これまでも文体について、書き方についてという項目がありましたが、これは例えば文章の構成といったことにまで触れたものではありませんでした。今度は第4として文の組立て、文体の選択、文章の構成という形で、新たに「文章の書き方」というものを設けてはどうかといったことが検討されてきました。これは先週の主査打合せ会も含めてこ

れまでの議論を少しコンパクトにまとめてみたものです。これが配布資料4になります。

2ページです。まだ「前書き」と言っても議論がはっきりと進んでいるわけではないんですが、こういったものを作るに至った経緯みたいなものが簡単に触れられています。そして「基本的な考え方」として、先ほど配布資料3でもありましたが、公用文の分類についてまず触れています。このうち昨期の議論の中ではAの法令及び法令に準ずるものに関してはこれまでどおりの表記、あるいは書き方が維持されるのであろうという議論とともに、B、Cの辺りについて役立つような考え方が示せたらいいのではないかということがずっと言われてきているかと思います。その際にどのように公用文を書くべきかということで、「基本的な考え方」の1として「正確に伝える」ということ、2として「分かりやすく伝える」ということ、3として相手への配慮に基づいて伝える、「配慮して伝える」ということを三つの柱として挙げています。

次に4ページです。第2では、「表記の原則」が並んでいます。1として「漢字の使用」。これは常用漢字表に沿ってやるのだということ。それから常用漢字表とともに政府として示されている訓令などがありますので、それに基づいた事柄がここには書かれています。2として「送り仮名の付け方」、3として「外来語の表記」、4に「数字の表記」、5として「符号の使用」について、6として「文書の体裁等」について書かれています。これは現行の「公用文作成の要領」の中で、現在も必要なものはそのまま残した状態になっています。

8ページからは、第3として「用語の使い方」が並んでおります。「専門用語や特殊な言葉」の扱い、「堅苦しい言葉」、「使い方の古い言葉」、外国語・外来語などの片仮名語の扱い、「紛らわしい言葉」の扱いなどが並んでおります。

10ページからは第4として、先ほどから申し上げている新しいところになるかと思いますが、「文章の書き方」になります。本日の段階では「文の組立て」、文そのもの、1文の組み立てということ、それから「文体の選択」、「文章の構成」ということでそれぞれ5項目ずつ挙げています。まだこの辺については十分に詰めたものではないので、今日は正にたたき台としてお示ししております。

以上、現行の「公用文作成の要領」を直すとしたらこういった形になるのではないかとこのこれまでの議論をまとめたものです。

では、配布資料5、A3判のものを御覧ください。先ほど鈴木委員からいろいろなものを具体的に、豊富に例示して示していくことが大切ではないかという御意見がありました。正にそういったことがこれまでもこの中でも議論されてきているかと思えます。配布資料5は配布資料4で言っていることをより詳しく解説していく、そういったものを作るとしたらどういった項目が挙がるのかということを見ながら並べているものです。

これは配布資料4の新しい考え方に沿って章立て、それから節、項と組んであります。上から主だったところを見ていきます。例えば最初に公用文とはどういうものかということで「公用文の分類と整理」、それから手段・媒体のことなどについて触れてはどうか。そして次の2では「正確に」、「分かりやすく」、「相手に配慮して」という3本の柱に沿った考え方を示すということです。

そして先ほど善本委員からお話がありましたが、例えば漢字の使用のところでは、2番目に「使用する字体」が挙げてあります。ここでは例えばコンピューター上での漢字の扱いについても触れていくことになるかもしれません。それからこれまでになかったものとして、原則仮名で書くのはどういうものかといったこと、あるいは「振り仮名の付け方、交ぜ書きの考え方」のようなものも示せるのではないかと。もう少し下には、符号の使用ということで、「横書きの句読点の在り方」とともに、これまで余り示されてこなかった符号についての考え方なども示せるのではないかと。

そして「用語の使い方」のところでは「専門用語の言い換え」などをどのようにすればいいのか、あるいはそのまま使う場合には注や説明をどのように付けるのか、そんなことを一つ一つ解説していくことができるのではないかとということです。

最後に「文章の書き方」ということで、「文の書き方」「文体の選択」「文章の構成」ということで、現段階ではここに細々と挙げてあることなどを取り上げてはどうかと考えております。

一番下に括弧して枠の外に書いてありますが、例えば文章の分かりやすさというレイアウトですとか、どういうフォントを使うか、文字の大きさをどうするかという問題ももちろんあり、それも非常に大切です。ただ、ここでは原則として表現の仕方や、文法的な条件によつての伝わりやすさの問題を中心に扱うのがいいのではないかとということも、この間の主査打合せ会の中で少し話題になっています。

村上委員

この「第1 基本的な考え方」の「3 配慮して伝える」というところ、この「配慮」についてもう少し詳しく伺いたいと思います。

武田国語調査官

実はこの部分には一昨年までの議論が関わっております。机上資料の「分かり合うための言語コミュニケーション」を御覧ください。これは国語分科会で公用文の議論に入る前に御検討いただいたものです。

この17ページを御覧ください。絵があります。コミュニケーションという非常に個人的なものを国語の審議会が検討するのはどうかという議論がある中で慎重に御議論いただいた、そういった報告です。言語コミュニケーションをうまく進めるためには「正確さ」、「分かりやすさ」、「ふさわしさ」、「敬意と親しさ」といった要素について考え、そこに配慮しながらコミュニケーションを進めるのはどうかということがこの報告には書かれています。

それで、今回の公用文の議論においてもこの考え方を下敷きにはどうかということがあります。特に公用文においては何か伝達したり、何かお伝えすることで行動に移していただいたりということがありますので、当然正確でなくてははいけませんし、また分かりやすくてはいけません。その二つを立てた上で三つ目の「配慮」というのは、ここで言っている後半の「ふさわしさ」、「敬意と親しさ」を意識しています。例えば相手が受け取りやすい言葉遣いですとか、あるいは公用文ですので公のものが示す文書としての品位ですとか、あるいは敬語の使い方であるとか、堅い敬語であると受け取りにくいかもしれませぬので、そこは親しみも示してみるなど、そういった相手がその文書を気持ちよく、感じよく受け取れるようなものにしましょうということが、この三つ目の「配慮して伝える」ということになるかと思ひます。

村上委員

もう一つ。正確に伝える、分かりやすく伝える、配慮して伝えるというのは分かるんですが、言葉って、僕らはもの書きなので、美しくというのも常に心掛けているんですが、そういう美しく伝えるという議論は出たのか出なかったのか。これは美文で書くということではなくて、例えば森 鷗みたいたいな非常に簡潔で、なおかつ美しい文章があると思うんですが、そういう議論があったのかどうか。

武田国語調査官

委員の方々からも御意見を頂けるといいと思うんですが、国語審議会時代から国語施策の一つのキャッチフレーズとして、「平明、的確で、美しく、豊か」という言い方

がありました。特に後半の「美しく，豊か」という辺りも国語においては大切です。

ただこの報告を検討する際には美しさですとか豊かさについては，もちろん大事なんですが，直接それを扱うというよりは，例えばふさわしさというところがありますが，文章として目的や，相手に対してふさわしいものであるか，そういったところで美しさとか豊かさが読まれていた部分があるかと思います。特にここでは分かり合うということでしたので，ちゃんと伝えたいことが伝わって，あるいは受け取りたいことをちゃんと受け取るためにはどうしたらいいかということの主眼に検討していただいたので，まず先に出ていたのが正確で分かりやすいという話でした。決して美しさをないがしろにするものではなかったと思います。

沖森主査

先頃開かれました主査打合せ会では，今後この配布資料5に当たる具体的な議論，いわば各論の方ですが，これを先に進めて，先行させて成果物につなげていった方がいいのではないかと。そして総論に当たるような配布資料4は配布資料5の内容を言わば一般化するような形で，その後で詰めていくのがいいのではないかと話も出ております。

ただ，配布資料5の具体的な事項は当然，配布資料4の章立てに沿って並べていくようになりますので，本日はまず配布資料4を御覧いただいて，章，節の立て方など，改めて御意見を頂きたいと思います。現在第1，第2，第3，第4という流れとなっておりますけれども，この構成なども含めて自由に御意見・御感想等を頂きたいと思っております。

鈴木委員

先ほどの御説明の中で，字体とか書体とかは取りあえず置いておきたいというお話だったのですが，今のこの「公用文作成の要領」でもそこは触れてはいないんですね。ざっと見たところ触れていないように見えたのですが。

武田国語調査官

常用漢字表の字体を使うということは書いてありますが，余り細かいことまでは触れていません。

鈴木委員

分かりやすいように書いていただく。例えばタイトルのところをゴシック体にしたりという工夫，当然のことだから工夫されていらっしゃるのでも，そのぐらいは触れた方がいいのかなという気もします。それと，常用漢字表というのはいわゆる楷書体とか，教科書体とか，それが原則でしょうか。

武田国語調査官

書体の問題になりますが，例えば「文部科学省の書式と文例」という資料があって，文部科学省では，例えばMS明朝体を使うと明記してあります。そのように，今風に言うところとフォントでしょうか，どういう書体を使うかを言っているようなものもあると思います。現在のところこの「公用文作成の要領」ではそこまでは言っておりません。抽象的に何か言及することはあるかもしれませんが。

もちろん，先ほど視覚的な要素は置いておいてまず文法的な要素だと申し上げましたが，それは飽くまでも原則と言いますか，そちらを主にとということだと思っておりますので，必要があれば読みやすいフォントの使い方といったことも含めていただければと思います。

川瀬委員

私も文法的な分かりやすさを中心にというところにピッと反応してしまったんですが、分かりやすさというのは見やすさなど、特にこの場合、文章ですので結構大きく影響すると思います。文法的な分かりやすさだけではなく、視覚的な見やすさ、認識のしやすさは何らか盛り込んだ方がいいのかなと思っております。

ただその一方、根本的にひっくり返すようで恐縮なんですけど、例えば「第4 文章の書き方」、確かにこれはとても大事な考え方だと思います。でも、公用文を書く方にここまで説明しないとイケないんですか。余計なおせっかいはないかという気がしなくもないです。分かりやすい日本語のコミュニケーションを取りましょうというガイド本であればこれは必要だと思いますが、少なくともそれなりのお立場で公用文をお作りになる方に今更文章は短くなど、この令和元年の段階で言うべきなのかどうか、考えてもいいんじゃないかと思いました。

石黒委員

「基本的な考え方」のところですか。この分類はもちろん非常に有効だと思うんですが、その前に原則があるべきじゃないかと思います。例えば「第2 表記の原則」では、どの文章も超えて原則となるようなものをまず立てて、それが公の標準的な文章の書き方というのはこうあるべきだということを踏まえた上で、でもその中の要素として正確さと分かりやすさと配慮という三つがある。特に正確さを重視するものがAの法令関連、分かりやすさを重視するものがBの政策関連、読み手の気持ちへの配慮というのは国民全般への文書になっていくのかと思います。

まず知りたいことはこれを守ればよいというシンプルな原則だと思います。最初から多様なことを考えてしまうと結構負担も大きいので、これを使いこなせないで公用文が書けないということになると思うので、まず2段階にするというか、原理・原則を固める、その上で、こういうタイプの文書ではどこの部分を重視して、当然その正確さと分かりやすさは対立する、正確さを突き詰めると分かりにくくなるものなので、反対に分かりやすさを追求すると正確さが失われてしまうものなので、もちろんその場合を考えなければいけないと思うんですが、そういう組立てがあるといいのかなというのが一つ感じた点です。

もう一つ。公用文の分類のA、B、Cや、正確さ、分かりやすさ、配慮という三つの観点は非常に重要だと思います。ただ先ほど村上委員からも出ましたが、「配慮」というのは少し分かりにくい気がします。

例えば用語の使い方を見ていると、専門用語や特殊な言葉は分かりにくいものですから、こういうものは分かりやすくしましょうとか、堅苦しい言葉も分かりやすくしましょうとか。反対に「5 紛らわしい言葉」の例で言うと、紛らわしい言葉というのは不正確であるということだから正確さを期しましょうと、それぞれラベルを貼っていくと、正確さと分かりやすさは多くあります。ただ配慮が余り出てこないように思います。大事なことだと思うしこれから増えていくだろうと思いますが、その辺りをもう一度、この三本の柱を立てるとするとどのような具体的なところでラベルと対応するか、これからの課題だと思いますが、議論が必要かと感じました。

中江委員

今の石黒委員のお話の中で「配慮」という言葉で、読み手の側に立ったときに、書かれている文面が、極端に言うと自分に対する攻撃とか差別とかを感じるということ、そこに対する配慮ということの一つあると思います。今も話題になっていますが、例えば「結婚」というのは異性だけではなくて同性でする方もいるとかいったことも含め

て、ただ、正しさを優先すればなかなかそこが、どのように表現するかというのは非常に書き手としては難しいところだと思います。配慮というのはほんとうに幅が広く、ともかく一つ大事なのは読み手側がどのように感じ取るかということを書き手がまず想像しなければいけないということなんじゃないでしょうか。

入部委員

先ほど村上委員から御質問がありましたけれども、「基本的な考え方」の正確に伝える、分かりやすく伝える、配慮して伝えるが、「分かり合うための言語コミュニケーション」を作ったものとしてはごく自然に入ってくるんですが、ちょっと唐突な感じがします。どうしてこれなのという御質問が必ずあると思います。もうちょっと「伝え合うための言語コミュニケーション」の、報告書そのものを参照していただけるような部分が「前書き」にきちんと入っていたり、あるいは「基本的な考え方」のところの前文に、きっちり報告書につながるように書かれていたりしなければ、ここでつまずいてしまうかもしれません。ここでつまずくとその後を見ていただけないこともありますので、それをあえて入れないという理由があれば教えていただきたいと思います。

武田国語調査官

元々の「公用文作成の要領」は、内閣官房長官依命通知という非常にレベルの高い通知です。果たしてそれが今もう一度出せるかどうかということと簡単ではないという話はずっとしてきています。

元の通知を基準に考えたときに、国語分科会の報告が下敷きにあるというのはどうかなということにはちょっとあります。考え方はもちろんそこによっていますが、それを前に出す書き方は今のところはしていなかったということです。ただ、報告として出すときに、前書きのようなところでそのことに触れるのは問題ないと思いますし、場合によっては必要になるのかなという気はいたします。

入部委員

配慮して伝えるという言い方に変えている辺りが、わざと報告書につながらないようにされたのかなと深読みしてしまうこともできるなと思ったものですから、入れない、何か不都合があるのかということで御質問いたしました。

岩田委員

先ほどの川瀬委員のコメントで、配布資料5の「文章の書き方」は行き過ぎなのではないかというコメントに関して、一応主査打合せ会に参加してこの案に関わった者として申し上げます。おっしゃるとおりこれから内容の精査は必要だと思いますが、例えば、文体を統一しろとか、常体と敬体を選択しましょうとか、こんなものはなくてもいいかと思うんですが、やはりあった方がいいだろうというものの中にはあると思います。精査した上で、今回の新しさとして出てくるのはこの だと思しますので、こちらで内容に踏み込んだ、例えば積極的に表を使いましょうとか、現状で全然守られていないようなものを優先的に残していくような形であってもいいのではないかと考えております。

村上委員

「文章の書き方」についてですが、文章の書き方ってやはりその人なりのくせが必ず出てくるものなので、ある部署には伝統的に、例えばそういう文章を書くような文化がずっと残っていくということはあると思います。公用文ではあるけれども、この課とこの課は微妙にニュアンスが違っているとかがあっているのではないかと。

そういうものを統一するためにはこれは必要かと思うんですが、単にテキストとして渡して、こういう文章が必要ですよというだけではなかなか伝わりづらいと思うので、例えば公用文講座みたいなものを設けて、公用文に関わる人たちがそれを受講して書くというような、そこまで考えるということはあるんじゃないでしょうか。

武田国語調査官

村上委員から大事なお話があったんですが、例えば国の各府省にもそれぞれの文化みたいなものが実際にあって、例えば「公用文作成の要領」という内閣官房長官依命通知という立派なものが出ていますが、本当にこれに沿って書くことを意識しているかという、そうでない部分もあります。

ですから今作っているものは、是非これに統一してくださいというよりは、一つの考え方としてお示しするという、それから去年よく話題になっていたのは、国の府省に向けて出すような顔をしているけれども、実は一般の皆さんに、特に不特定多数の方に向けて文章を書いているような方たちに使っていただけるようなものを、一つのヒントとして示すということを意識していただいているところがあります。

ですから、例えばこれまでのことと言いますと、こういうものができたときに説明会などをすることはありますが、講座をやって、公務員の皆さんにこのように書くんですよとすることはこれまでは考えにくいです。むしろこういったところで議論をしていただいたものが、国の府省だけではなく地方公務員の方ですとか、あるいは一般の方にも使っていただけるようなものになればということもあるかと思えます。

沖森主査

よろしいですか。では、配布資料4につきましては以上で御意見を頂いたことにさせていただきます。ただいま頂いた意見につきましては主査打合せ会で整理して更に配布資料4に役立ててまいりたいと思えます。

続きまして配布資料5につきましては御意見を頂きたいと思えます。これは「公用文作成の要領」の内容について実例などを取り上げながら解説を行う部分です。この改正につきましては、一般の方々に対して情報を直接発信するような場合にも参考にできるような実践的な内容にしようということが検討されてまいりました。現在項目として並んでいるものを御覧いただいて不足している部分、余計だと思われるもの、その他お気づきの点がございましたら御意見頂きたいと思えます。

もちろん先ほど御意見頂いたものも含めまして今後考えていくわけですが、更に付け加えるべき点等がございましたらお願いします。

田中（ゆ）委員

付け加えるというよりはバランスで気になっているところがあります。

A, B, Cの中の、特にCの公用文のレベルのところに関わってくると思うんですが、堅いものから柔らかいものまで、特に柔らかいものをどこまで考えるのかといったことです。

例えば「文章の書き方」の「2 文体の選択」のところに「敬意と親しさのバランス」とあります。これは要するに敬語をどの程度使うとか、くだけた文体をどのぐらい使うのかという話だけにフォーカスされていると思うんですが、この観点は、例えば表記のレベルにおいても正式な表記を使うのか、逸脱した表記をどこまで許すのかとか、語彙の選択においても古い言葉とか、堅苦しい言葉とか、専門的な言葉には十分目が届いていると思えますが、例えばキャッチーなものにするために新語、俗語、流行語をあえて使ったりということもあると思えます。そういうことのバランスだったら敬語とくだけた文体のバランスだけではなくて、これはどこの分野にも、例え

ば表記でもあるし、単語の選択でもあります。

そうした偏り具合、柔らかい、くだけた部分についてはこのところだけ言っているけれども、ほかのところでは言及していない。Cであっても、SNSをどのぐらいまでのレベルのものを考えているのか。上の方については結構あだこうだ言っているけれども、柔らかい、下の方の文体について述べていないところは、ここしか言っていない、全体に波及していない、そうしたところが気になる。でもそれは、Cをどこまで考えているのかということに関係するのかなと思うと、何となくもやもやする。やはり公用文ってどこまでのことを言っているんだろう問題に回帰するのかなと気になるところです。

もう一つ。「基本的な考え方」のところにある「1 公用文とは」の内容の例の2行目で、「誰に何をどのような手段・媒体で伝えるのか」、それから「2 公用文はどうあるべきか」の最後のところ、「目的や相手に応じた「ふさわしさ」「敬意と親しさ」、相手への配慮が特に求められる文書」の部分が、何となく分散しているけれども、どれもここに入ってくる。

本当にそこなのか、でも本当はここで言っていることは、さっき言ったこととつながるんですが、全てのところに関連するんじゃないかというところがあるので、ここにはまっていいのだろうか。全体においてはそのところは余り反映されていないような気がする。やはりここも何となくバランスが悪くて、何だかもやもやします。

考えがうまくまとまらないんですが、さっき言ったことと今言ったことが、全体としてのこのたたき台のターゲット文書が、どのレベルの話をしているのかがピンとなくともやもやしています。

沖森主査

ありがとうございます。前回の主査打合せ会ではそういったことも含めて取りあえずは各論から書いて、ここで言いますと配布資料4にあります、その枠組みのどこに入れるかは後で考えたらどうだろうかということも話がありました。

ですので、具体的な内容をまず書き、そしてそれが一体どこに分類されるのかは後回しでもいいかなという話をしていたということもあります。御意見として賜っておりますが、今後の進め方の中で解決できればと考えております。

田中（ゆ）委員

今、主査がおっしゃったことはすごくよく分かるような気がします。でもそれはその大前提として書いておくのか、それとも個別事情として書くのか、やはり書き方が違うと思います。あちこちに分散してしまう、あるいはどこかに偏った形で書かれることになってしまうと、何だかもやもやポイントになりそうな気がします。

沖森主査

もちろんそういうわけではなくて、要は、元に戻るんですが、Cが中心なのかなというところをうまくまとめられればいいのかとも思うんです。ただAとBも従来どおりの書き方でいいということを確認つつも、そこにも少し配慮していただきたい、配慮があってもいいじゃないかという書き方もしたいとか、いろいろ多岐にわたっているのでなかなか焦点が定まらない。確かにおっしゃるとおりだと思います。それも含めて更に煮詰めていきたいと思っております。

関根委員

恐らく、田中（ゆ）委員のもやもやポイントは、内容の例が、もう少し書き込まれないと分からないんだと思います。もうちょっと書き込んでいないと実際どういうこと

を書くのか、あるいはどういう違いがあるのか、そのバランスなんかも含めてもうちょっとないと多分分からない。私も含めてですが、ちょっと議論しにくいところがあるので、もう少し内容のこの例、この4番目の項目(「内容の例」)をもうちょっと厚くするというのが主査のおっしゃった、まずここから書いていこうところにつながるんじゃないかと自分では理解しています。

田中(牧)委員

主査打合せ会のメンバーとして、沖森主査の補足ですが、A、B、CのCを扱うと言っています。ただこれまでのものは基本的にAとBだったわけです。Cは全く入ってなくて、どちらかというとなAが中心だったわけです。それが今回Cまで扱うとなった。そうすると石黒委員から指摘があったように、まず原則があった方がいいという話もなくなってしまふんです。

原則を入れてしまうと、そのとおりに書かないといけないものだと思われられてしまう。ところが今回はCも想定しているから、いわゆる原則に沿う正しさでなくてむしろ堅い規範を崩すような書き方だってあるということも示そうと思うと、最初にそういう考え方を出不さないといけないから、この「基本的考え方」のところ「誰に何を」とか、「正確さが特に求められる文書」はこういう文書で、それよりも「相手への配慮が求められる文書」はこういう文書で、ということ最初に置かなければ話が始まらないという議論をしました。

今日の資料は1番にそれが入っていて、それが本当に書けるのかというのが田中(ゆ)委員のお考えだと思ふんです。それをやりましょうということを一応この前の主査打合せ会では確認したという段階ですが、それはやはり難しいでしょう。

川瀬委員

せっかく主査打合せ会で様々に議論されて今更何をと思われるでしょうが、ターゲットを欲張り過ぎないじゃないでしょうか。やはりCの中にあるポスター、チラシ、SNSを公用文と考えるのは無理だと思います。

目を引くためのもの、耳目を集めるためのものと、内容・事実を的確に伝えるための文書というのは違うと思います。ポスター、チラシ、SNSは、種類がいろいろあるので何とも言えませんが、広げれば広げるほどもちろんいろいろな人に使ってもらいやすくなると思いますが、盛り込む項目もどんどん増えていってしまいます。便宜的にA、B、Cと呼んでいますが、BとCの上半分ぐらいが、説明できる範囲としてはぎりぎりかなと思います。

ポスター、チラシだとしたら、最近人気の萌え系のアニメもたまには使ってみましょうとか、そういうものが大事だったりすることもあります。分類の中ではこのポスター、チラシ、ウェブサイトということは入っていていいと思ふんですが、実際に向けた内容は、耳目を集めるためのものではなく、読んで理解していただくためのものというところに絞ったらいかがかと思ふます。

石黒委員

今の川瀬委員のおっしゃったこととある程度重なると思ふんですが、私はCが中心になるのにはどうも違和感があって、Bだと思います。Aが法令文と重なるところがあって、かと言って私はやはりこの会の性格上、法令文であろうと日本語として筋を通すべきであろうと思ふています。

ただ、もちろん法令文の現実があるわけで、そこは厳密な言葉遣いの下に生まれてきたいろいろな漢字の選択とか表記とかがあって、それは尊重せざるを得ないという

事情もある。でもやはり基本と応用というのがあるべきで、基本はこうだというのが公用文には一番求められているし、そこは堅持しなければいけないところではないかと思えます。

だから、Aのように厳密さを重視するものに関してはある程度法令の方に行くでしょうし、SNSとか極端なものは除くとしても、ある程度Cのように、図とか絵が入ったようなものも含めて一般に広く知らせるものに関しては何も基本どおりにしなくてもいいよと、読み手のことも配慮して、読み手に寄り添って少し分かりやすくすることがあってもいいと思えます。

やはり私は2段構えであるべきで、原則をシンプルに語るということがないと、いろいろな意味で書く人がしんどくないかなと思えます。そしてそれをジャンルによってアレンジを加えていいという形にした方がうまくいきそうな気がします。ただこれも議論が尽くされた上で出てきていたら申し訳ないんですが、そんな印象を持ちます。

沖森主査

私の言い方が悪くて申し訳ありません。石黒委員のおっしゃっているとおりで、原則はもちろんA・Bにあるというのは言うまでもないんですけども、ありていに言うと今回はCのような内容のところで特色を出せるのかなということで先ほどちょっと申し上げただけで、私の印象の発言ですので、今の石黒委員の考え方に基本的に私も乗っているつもりであります。

先ほど申し上げたように具体的なところに入る直前というところではありますが、成果物に近づくためには各論を先に進めていったらどうかと私は考えております。しかし、様々な御意見を頂きながら精査して今後の議論につなげていきたいと思えます。今回御意見を頂いたものにつきましては整理します。

では、今後の進め方について、事務局からどのように進めていくかという案がありましたらお願いします。

武田国語調査官

今日の御議論を受けて主査打合せ会で、この配布資料5を、先ほど関根委員がおっしゃったように、特に「内容の例」に関してどういったことが盛り込めるのかということも含めて、もう少し具体的にさせていただきたいと思えます。部分的に例となるような文案なども作って、次回の国語課題小委員会までに配布資料5の内容を精査して、またどんなフォーマットでやるのかということも御検討いただけるようにしたいと思えます。

それと同時に、委員の皆さんにこの辺りを御執筆いただきたいとお願いする場合もあるかと思えます。それはまた御連絡させていただくことになるかもしれません。よろしくお願ひいたします。

沖森主査

本日の配布資料5についての御意見、今後の議論に役立たせていただきたいと思います。

続きまして、配布資料6と配布資料7に各府省庁等を対象としたアンケートの案がございます。これまでも何度か検討していただいたものであります。今月又は来月をめどに実施することを予定しております。まずは、事務局から説明をお願いします。

武田国語調査官

それでは配布資料6と配布資料7を御覧ください。これは前の期まではアンケート

調査を広報，ウェブサイト担当を対象としたものとして一つのものを作っていました。ただその後，委員の方とのやり取り，あるいは主査打合せ会で検討いたしまして，先ほどから挙がっているAとBとCという分類があるわけですが，Aの部分に関してはアンケートを取るまでもないという面があると思いますので，BとCの代表的なものを担当している方に話を聞くのはどうだろうかということになりました。

Bの部分の代表的なものとして配布資料7の白書担当の方。Cの部分の代表的なものとして各府省で広報を担当している方に向けてアンケートをしてはどうかということです。内容は，これまでもずっと見ていただいているものを更に精査して，少し問いの数を落としたりして，また今までなかった具体的な，例えば文字遣いのことを，「ゴイケン」というのはどのように書きますか，「AマタハB」の「マタ」はどのように書きますかという細かいところも含めて聞いております。実施については6月の終わりから来月くらいに開始できればと思っています。

ここでは内容については触れませんが，もしもこの後の御意見の中で，あるいは今後もお気付きになることがありましたら，事務局に御意見を頂きたいと思っております。

沖森主査

ではまず直接関連する質問があればお受けしたいと思っております。（ 挙手なし。）よろしいでしょうか。この配布資料6と配布資料7につきましては，従来区別せずに尋ねる，このアンケート自体が回答するのが難しいのではないかとといった御意見も頂いております。

そこで先ほど説明にありましたようにBとCというように白書担当の方，そして広報担当の方，それぞれに分けてアンケート調査を実施するというように進めてまいりたいと考えております。このアンケートの内容はこれからかなり精査していかなければいけないわけですが，いろいろ御意見，御感想等がございましたら伺いたいと思っております。

田中（ゆ）委員

広報担当の問7と問8，それから白書担当の問6と問7を開いてください。同じ選択肢になっているところです。同じなので，広報担当の問7と問8で気になったところをお伝えします。

問7の選択肢のうちでは「相手に理解できる」，オでは「相手の気持ちに」で，キ・クでは「読み手への」になっています。問8のイでは「受け手に対する」になっています。それぞれ「相手に」とか「読み手」とか「受け手」とか，そもそも要るのか要らないのか，ほかもみんなそうなので，こんなにぶれているのなら，この言葉はなくていいんじゃないかと思いました。

また，私は敬語が一番気になるところで，対者敬語のことだけを言っているけれども，そうじゃないもの，例えば話題になっているものに対しての敬語についてはいいのかということもあるので，どちらの解釈もできるようにしておくか，どうしても読み手とか受け手とか言いたいのであればそろえればいいのかと思うんですが，私はない方がいいように思います。

ほかのところもざっと見ましたが，ここが一番ぶれていて気になったところでした。ほかにもあったらまたお伝えします。

武田国語調査官

問7の表現は「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」の言葉を使っております。それをそのままにしておきました。今の御意見はそのとおりだと思いますので，直せるところは直したいと思っております。この相手，読み手，受け手というぶれですと

か、敬語のことについてもう1回見直したいと思います。

川瀬委員

これはそれぞれどれくらいの数を対象と想定されているのでしょうか。アンケートにお答えいただく人数です、実際にはお答えいただけないケースもあるんでしょうけれども。

武田国語調査官

各省に送ります。恐らく広報担当の方は何人かずついらっしゃると思いますし、白書も同様だと思います。お答えになれる方には是非お答えくださいという文章を添えたいと思っております。ただ、例えば各省から二人ずつ回答してくれたとしても、全部で集まるのはそれぞれ三、四十ずつかもしれません。

入部委員

広報担当対象の4ページの問6なのですが、「分かりやすく伝えることと、品位を保つことのどちらを優先すべきだと思いますか」ということで、自分だったらどう答えるかなと思いながら拝見しました。品位を保つということの想定しているイメージとしては言葉のレベルでということだと思っておりますが、分かりやすく伝えても品位を保つことはできるように思うのですが、それはどのように解釈してお答えいただくことにされているのでしょうか。

武田国語調査官

こちらに関しては、この問いを作っていく段階で委員の方からいろいろな、是非聞いてみたいということをお願いしている中で、特に地方公共団体などで是非とも分かりやすく伝えたいと考えつつも、やはり役所が出す文書なのでそれなりの品位を保たなければいけないという葛藤の中でついつい難しい文章になってしまう傾向があるということがありました。それをこういった問いにしましたが、確かにこの問いだとその辺りが、そのニュアンスがうまく出ていないということであれば再度考えたいと思いますので、また御相談させていただきたいと思います。

関根委員

例えば公用文らしさみたいなことですかね。

武田国語調査官

そうです。もしかしたら「品位」という言葉が分かりにくいのかもかもしれません。

入部委員

例えば、「進んでいる状況」と書かずに「進捗状況」のような、そういうイメージですか。

武田国語調査官

そういうものもあると思います。

岩田委員

多分問題をお願いしたのは私だと思っておりますが、ここで言っているのは、余りにもストレートな物言いをすると、分かりやすくはなるけれども、ストレートな言い方というのはものすごくぞんざいになるということ。一般の理屈として品位と分かりやす

さはぶつかりますが、確かにおっしゃるようにこの質問項目で書き手がピンと来るかというのはまた相談させていただけたらと思います。

川瀬委員

これも難しいところですが、問7と問8にはたくさん選択肢があって、前は、・×でみたいな話で、それだったらみんな になるとか、みんな×になるという意見があったと思うんですが、選択肢が13個ある中から三つ選べて、結構しんどいかなと思うんです。「アイウエオカクケコサシス」まで選択肢がある中から三つまで選んでくださいって、何回読み直したら三つに絞れるんだろうという気もしますが、もうちょっと多くてもいいのかもしれないし、若しくは選択肢がそんなに増えるのであれば、設問そのものをもう少しばらすということも考えられます。そうしないと正確な答えが返ってこないような気もします。御検討ください。

沖森主査

私も三つというのは、何か理由があるんだろうと思うんですが…。

武田国語調査官

ここも、「難しさを感じることを全て」としていたときもありました。ただ、全てといったときに、皆さん真面目に答えると全部難しいなとなってしまうのではないかとということもあって、それで三つにしました。事務局案は最初三つということでお示したんですが、その後やはり御指摘があって、単純に三つというのだと余りやる意味がないのではないかと、ちゃんと順に三つというぐらいの方が分かるのではないかと御意見もあって、今この形になっています。

それから、特に問8などに関しては是非このとおりにやりたいと事務局としては思っています。7月以降、それぞれ府省も落ち着いていることを願って、時間をとって答えてもらえたらいいなと思っているということです。

沖森主査

十幾つもある中で、三つ順位を付けるのは難しいなという気もしますが。

武田国語調査官

順位に関しては外して、三つまでとすることはできると思います。特に数の多い問8は、「順番に」というのは落とすことができると思います。その辺も検討させていただきたいと思います。

川瀬委員

よくあるのは、「とてもそう思う」から「思わない」の間に選択肢があって、丸を付けてもらうという、あれは割と直感的にできるかなとは思いますが。

沖森主査

ただ今頂いた御意見につきましては、このアンケート調査に反映した上で実施したいと思います。

ほかに特になければ本日の協議については以上で終わりにしたいと思います。

それでは本日の国語課題小委員会はこれで閉会といたします。本日はお忙しい中、御出席いただきましてどうもありがとうございました。